

令和2年度「Sport in Life 推進プロジェクト（ターゲット横断的なスポーツ実施者の増加方策事業）」公募要領（スポーツ庁委託事業）

1. 事業の趣旨

スポーツ実施率向上により、国民全体で「スポーツ」に親しみ、「スポーツ」に参画することの習慣づくりを広げていくことは、単に個人がその恩恵に浴するのみならず、国民全体の健康寿命の延伸に寄与するという社会的な便益をもたらすものとして、今日強く期待されている。そのような中、スポーツ庁では「第2期スポーツ基本計画」（平成29年3月、文部科学省策定）において、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度まで引き上げるという目標を掲げており、これまでは、子供、成人、女性、高齢者等のターゲット毎に事業を実施してきたところであるが、目標の達成には至っておらず更なる取組が必要である。

また、平成30年9月に策定した「スポーツ実施率向上のための行動計画」（以下「行動計画」という。）では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、国民がスポーツに親しむ機運をより一層高める絶好の機会であるとし、更に、スポーツ実施率向上の打ち手となる施策を実施するためには、政府はもちろんのこと、地方自治体、産業界等を含む様々な主体が分野を超えて連携して、点から面の活動として取り組んで行く必要があるとしている。

本事業ではスポーツ参画人口の拡大に向けて、Sport in Life コンソーシアム加盟団体が連携・協働して実施する取組を後押しするとともに、先進事例を形成することにより、全国各地にスポーツ参画人口の拡大に向けた取組を展開するためのモデルを創出することを目指す。

※Sport in Life とは、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的としてスポーツ庁が目指す、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている姿。

（参考）Sport in Life ホームページ：<https://sportinlife.go.jp/>

【事業スキームについて】

株式会社日本総合研究所は令和2年度「Sport in Life 推進プロジェクト」をスポーツ庁より受託し、本増加方策事業を含むプロジェクト全体の運営・管理を実施している。本事業については、スポーツ庁と協議のうえで、全体企画、案件組成にかかる事務局業務（公募の実施、採択、再委託手続など）、本事業の実施支援、進捗管理、効果検証などを行う。

2. 事業の内容

スポーツ実施者の増加に向けた事業を実施する。受託者は本事業の目的達成に向けて以下の内容を実施する。なお、企画の具体化や本要領に定めのない事項については、株式会社日本総合研究所と協議の上で決定すること。

(1) スポーツ実施者の増加方策の実施

新たな週1回以上のスポーツ実施者の獲得を目的として、スポーツ実施者の増加に向けた事業を実施する。なお、子供・若者（19歳以下）については、新たな週1回以上のスポーツ実施者の獲得ではなく、運動・スポーツすることが好きになることや、運動・スポーツの実施時間が増加することを目的とした事業を実施すること。

本事業はスポーツ参画人口の拡大に向けた取組を展開するための新たな取組モデルの創出を目指すものであるため、既に実施されている取組をベースに実施する場合は、新規性のある内容を盛り込むこと。

なお、下記に事業のテーマ例を示すが、スポーツ実施者の増加に向けた取組モデルの創出につながるものであれば、事業のテーマは自由に提案してかまわない。

先端的なテクノロジーを活用したスポーツ実施者の増加に関するテーマ例

- ・ AI と連携してスポーツを推進する健康的な街づくりの創出
- ・ 先進的な技術を活用した新たなスポーツコンテンツの提供
- ・ スポーツの新たな魅力を伝えるためのコンテンツの作成、発信

趣味・こだわりを誘因としたスポーツ実施者の増加に関するテーマ例

- ・ アニメ・マンガを誘因として用いたスポーツ機会の提供
- ・ スポーツウェア等を取り入れたファッションを誘因として用いたスポーツ機会の提供
- ・ 健康的な生活を推進するための食事メニューとスポーツ機会の提供

地域におけるスポーツ実施者の増加に向けたテーマ例

- ・ 地域独自の新たなスポーツの開発、普及による健康的な街づくりと地域活性化の推進
- ・ 大学生による地域住民のスポーツ実施のサポート

(2) 効果の検証

本事業を通じて構築された取組モデルの横展開に向けて、本事業から得られた取組効果の検証を実施する。

① スポーツ実施者の増加効果の検証

本事業を通じて増加したスポーツ実施者の増加効果を検証する。

本事業の対象者（ターゲット）に対して、アンケート調査を実施し、対象者のうち、スポ

ーツ実施の意欲が向上した者、及び週1日以上スポーツ習慣が定着した者の割合を調査する。原則として、本事業の対象者全員に対して、活動報告書のアンケート調査票（※調査票は別紙参照）等を活用して、調査を実施することとする。

なお、子供・若者（19歳以下）については、週1日以上スポーツ習慣が定着した者の割合ではなく、運動・スポーツすることが好きになった者の割合や、運動・スポーツの実施時間が増加した者の割合を調査すること。

また、本事業の実施により、どのような理由でスポーツ実施意欲の向上、及び週1日以上スポーツ習慣の定着に寄与したかについて分析を行う。

上記に限らず、事業の狙い、目的に応じて、適切な効果（例：スポーツ習慣の定着を通じて、ビジネスパーソンのメンタルヘルス改善や仕事の効率向上等）の検証、分析を行うこと。

（3）事業成果の報告

本事業の成果について、下記の通り報告を行う。ただし、委託事業の進捗状況については、スポーツ庁及び株式会社日本総合研究所の求めに応じて適時報告すること。

①中間報告の実施

令和2年11月30日（月）までに中間報告を行う。

事業の進捗状況を簡潔に取りまとめた資料を作成の上、事務局に事業の進捗状況を報告する。

②最終報告の実施

令和3年2月12日（金）までに最終報告を行う。

また、事業の実施結果を簡潔に取りまとめた資料を作成の上、事務局が開催する最終報告会（東京都内を予定）に出席し、事業の実施結果を報告する。

※最終報告会の日程は令和3年2月12日（金）を予定（変更の可能性あり）

※最終報告会の参加に必要な経費は事業経費予定額に計上すること。

③成果報告書の作成

（1）、（2）の事業実施結果について事業報告書を作成し、令和3年2月19日（金）までに日本総研に印刷物2部、CD2部を提出する。

3. 応募資格

Sport in Life コンソーシアムに加盟する都道府県、市町村又は法人格を有する団体が代表団体となり、複数の団体から成るプロジェクトチームを構成すること。なお、プロジェクトチームの構成団体についても Sport in Life コンソーシアムに加盟していることが望ましい。

4. 委託期間、事業規模（予算）、採択件数

委託期間：契約を締結した日～令和3年2月19日（金）

事業規模：1件あたり4,500千円（税込）を上限とする。

採択件数：10件（予定）（予算の範囲内において、Sport in Life コンソーシアム中央幹事会で採択件数を決定する。）

5. 選定方法等

1) 選定方法

Sport in Life コンソーシアムの中央幹事会において、提出された企画提案書等について書類審査を実施する。また、必要に応じて申請団体に対してヒアリングや提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

2) 審査基準

令和2年度「Sport in Life 推進プロジェクト（ターゲット横断的なスポーツ実施者の増加方策事業）」審査基準のとおり。

3) 選定結果の通知

選定終了後、原則として30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

6. 提案書の提出方法

1) 提出書類

①企画提案書（20部）

※表紙に調印したものは1部で可。

②申請団体の概要（20部）

③最新の財務諸表等の資料（20部）

④暴力団体等に該当しない旨の誓約書（1部）

⑤結果通知の返信用封筒（定型封筒に宛先を記入し、84円切手を添付すること）（1部）

2) 提出先及び公募に関する問合せ先

〒141-0022

東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング
株式会社 日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門
「Sport in Life プロジェクト」事務局（石井、春山）

Tel : 03-6833-6703

E-mail : 200010-sportinlife_koubo2020@ml.jri.co.jp

※事業内容等に関する問合せは、件名を「【問合せ】「Sport in Life 推進プロジェクト（ターゲット横断的なスポーツ実施者の増加方策事業）の公募について」とし、電子メールで送付すること。電話での受付はできない。

※公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

URL : http://sportinlife.go.jp/offer_2.html

3) 提出方法

提出書類を一つの封筒に入れ、上記2)に示す提出先に郵送すること。また、提出書類については、併せて電子データをメールにて提出すること（押印不要）。提出に当たっては、以下①、②に示す事項に注意すること。

① 郵送等（郵便、宅配便等）

簡易書留などの送達記録の残る方法で送付すること。封筒に「令和2年度「Sport in Life 推進プロジェクト（ターゲット横断的なスポーツ実施者の増加方策事業）」公募提出資料在中」と朱書きすること。郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

② 電子メール送付

1) 提出書類の①、②、③、④についてPDF データを電子メールに添付の上、2)に示す提出先 メールアドレスまで送信すること。

※メールの件名は「【団体名】令和2年度「Sport in Life 推進プロジェクト（ターゲット横断的なスポーツ実施者の増加方策事業）提出書類」とすること。

※メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

4) 提出期限

令和2年7月27日（月）12:00（必着）

5) その他

・企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。

・必要に応じて審査期間中に提出書類の内容確認、追加資料の提出等を求めることがある。

・期限に遅れた企画提案書や期限後の企画提案書の修正、差し替えは受理しない。

7. 誓約書の提出

1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。

2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

8. スケジュール

- ① 公募開始：令和2年6月15日（月）
- ② 公募締切：令和2年7月27日（月）12：00
- ③ 選定：令和2年8月上旬（予定）
- ④ 契約締結：令和2年9月上旬（予定）
- ⑤ 契約期間：契約を締結した日～令和3年2月19日（金）

9. 契約の締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に、契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書等の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

契約に際して、情報セキュリティ対策の観点から、契約予定者には、情報管理にかかる基本方針の明確化、具体的なセキュリティ管理策の実施、個人情報保護対策、腐敗防止に関する法令遵守態勢の整備や、対応状況に関する報告書類の提出（パートナー登録カード、情報管理体制等確認書など）を求める。情報セキュリティ対策が十分でない場合には、契約締結を行わない場合がある。

契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託は認めない。

(参考) 留意事項

1) 契約締結に関する留意事項

- ・ 本事業の実施に当たっては、Sport in Life 推進プロジェクト委託要項、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、ほか別に定める規定等が準用されるため、これらを遵守すること（基本的にはスポーツ庁を株式会社日本総合研究所と読み替える）。
- ・ 支払うべき金額は、委託事業期間終了後の確定検査において確定する。また、事業期間終了後の確定検査において、契約額以上の支出があっても、契約額を上限額とする。
- ・ 委託費の支払いは、原則として支払うべき額を確定した後の精算払いとなる。それまでの間は事業者における立替払となることに留意すること。（代表団体は、株式会社日本総合研究所との契約締結の主体になることができ、かつ、原則として契約期間終了後の一括精算に耐え得ることを条件とする。）
- ・ 委託費の対象経費に係る帳簿及び証拠書類は、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、国の要求があった時は、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。
- ・ 代表団体からプロジェクトチーム構成団体へ本事業の一部を再委託（事業の企画・運営自体の委託）することは認められないが、労働・役務の提供（代表団体による事業の企画・運営するプロジェクトにおける一部業務の遂行）に関する請負契約を締結することは可能とする。

2) 確定検査について

- ・ 委託金額の適切な執行及び確定にあたり、株式会社日本総合研究所が中間検査（委託事業期間中）、確定検査（委託事業期間後）を実施する。
- ・ 確定検査にあたっては、委託費の対象とする経費に係る帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理することが必要になる。原則として、確定検査の期日までに委託対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費は委託対象外となること、また、委託事業期間終了後、会計検査院が実地検査に入り得ることに留意すること。

3) 委託対象となる経費に関する留意事項

- ・ 委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等を、その執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいう。すなわち、「令和2年度「Sport in Life 推進プロジェクト（ターゲット横断的なスポーツ実施者の増加方策事業）」という国の事業の一部を委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価として、受託者に対して支払われるものであり、受託者の利益になるような計上は認められない。
- ・ 委託対象経費については、事業計画書別紙「経費計上の留意事項等」を参照のこと。
- ・ 本事業に直接必要となる経費や、委託対象経費として記載のない経費については、本委託事業の対象経費としては計上できない。
- ・ 対象経費の計上に当たっては、その必要性および金額の妥当性を明確にすること。